

かめやま教育通信

第10回



ご存じですか？就学援助制度

～平成30年度から

新入学児童生徒学用品費の入学前支給(3月)が始まります～

亀山市では、義務教育費用の負担にお困りのご家庭に、就学に必要な費用の援助を行っています。保護者からの申請により、教育委員会が必要と認定した場合は、学用品費、通学用品費、学校給食費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、医療費などの一部を援助します。

この制度を利用されたい人は、必要な書類を申請期間内に提出してください。なお、就学援助費のうち、入学に必要な新入学児童生徒学用品費は、平成30年度小・中学校入学予定者から**入学前の3月に支給**します。詳しくは、郵送（新入生）または在籍校から配布（在校生）される案内文書をご覧ください。

（新入生…平成30年度小・中学校入学予定者
在校生…平成30年1月1日時点で小学1年生～5年生と中学1年生～2年生）

就学援助の支給対象者（①②とも該当する人）

- ① 平成30年度に亀山市立の小・中学校にお子さんが入学予定の人および在籍している人、または市内在住で区域外就学をする予定の人および区域外就学をしている人
- ② 次のいずれかに該当する人
 - 1 平成29年度に生活保護法に基づく保護を停止または廃止された人
 - 2 平成28年分の世帯の所得が教育委員会の定める基準の1.5倍未満の人
 - 3 そのほか特別な事情があり、教育委員会が必要と認める人

※現在、世帯全員の所得が少なく、経済的な理由でお困りの人は、教育委員会へご相談ください。

申請に必要な書類

1. 就学援助認定申請書

新入生…1月上旬に郵送される入学通知書に同封しています。
在校生…2月上旬に在籍校から配布されます。

2. 家族（同居人）全員の収入の状況がわかるもの

(例)平成28年分の源泉徴収票、平成28年分の課税証明書など、いずれか1つ

申請書類の提出先・申請期間

	提出先	申請期間
小学校新入生	入学予定の小学校	平成30年1月9日(火)～31日(水)※
中学校新入生	在籍の小学校	平成30年1月9日(火)～31日(水)※
在校生	在籍校	平成30年2月上旬～3月5日(月)

※上記の期間内に申請していただけない場合は、新入学児童生徒学用品費の3月支給はできません。

新入学児童生徒学用品費(予定)

小学校新入生	40,600円/人
中学校新入生	47,400円/人

新入学児童生徒学用品費の支給を受けたあと、亀山市立の小・中学校に入学されない場合、または亀山市立の小・中学校入学前に亀山市を転出される場合は、支給対象外となります。この条件に該当となった場合は、教育委員会へご連絡ください。

問合せ先

教育委員会 学校教育室
(☎84-5075)